

# 町田市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

2014年8月26日  
町田市子ども生活部

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の策定方法 .....	2
4. 計画の期間 .....	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 .....	4
1. 子どもと家庭を取り巻く状況 .....	4
(1) 少子化の進行 .....	4
(2) 子育て世帯の状況 .....	9
(3) 働く女性の状況 .....	10
(4) 子育ての状況と子育て世帯のニーズ                      ・ ・ ・ ・ アンケート結果の整理 .....	11
2. 教育・保育の提供状況 .....	12
(1) 保育所待機児童数と定員数の推移 .....	12
(2) 保育所・幼稚園の定員と子どもの人口 .....	12
(3) 認可保育所等 .....	12
(4) 幼稚園 .....	12
(5) 学童保育クラブの入会児童数の推移 .....	12
(6) すみれ教室通園児童数の推移 .....	12
3. 地域子育て支援事業の利用状況 .....	12
(1) 地域子育て支援拠点事業 .....	12
4. 目標事業量の達成状況 .....	13
第3章 計画の基本的な考え方 .....	14
1. 基本理念 .....	14
2. 基本方針 .....	14
3. 教育・保育提供区域の設定 .....	16
4. 人口推計 .....	17
第4章 教育・保育の量の見込みと確保策、実施時期 .....	18
1. 幼稚園等 .....	18
(1) 堺地域 .....	18
(2) 忠生地域 .....	19
(3) 町田地域 .....	20
(4) 鶴川地域 .....	21
(5) 南地域 .....	22
(6) 市全体 .....	23
2. 保育所、認定こども園、地域型保育 .....	24
(1) 堺地域 .....	24
(2) 忠生地域 .....	25
(3) 町田地域 .....	26

(4) 鶴川地域 .....	27
(5) 南地域 .....	28
(6) 市全体 .....	29
3. 地域子ども・子育て支援事業 .....	30
(1) 利用者支援事業 .....	30
(2) 地域子育て支援拠点事業 .....	31
(3) 妊婦健康診査 .....	32
(4) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	33
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 .....	34
(6) 子育て短期支援事業 .....	35
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） .....	36
(8) 一時預かり事業 .....	37
(9) 延長保育事業 .....	38
(10) 病児保育事業 .....	39
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） .....	40
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	41
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	42
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進 .....	43
第5章 計画の推進に向けて .....	44
1. 計画の進行状況の点検・評価及び推進 .....	44
2. 子ども・子育て支援条例による推進 .....	44
3. 近隣自治体との連携、都・国への働きかけ .....	44
資料編 .....	44

---

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

---

### (国におけるこれまでの少子化対策、教育・保育確保策)

国は、1990年の1.57ショック（合計特殊出生率）を受け、少子化対策として1994年に「エンゼルプラン」、そして2003年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的に少子化対策に取り組んできました。また、2007年の「子どもと家族を応援する日本重点戦略」では、若い世代の結婚・出産・育児に対する希望と現実の乖離を解消するための重点戦略を打ち出しました。そして2010年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方のもと、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしました。

### (町田市におけるこれまでの取り組み)

町田市では、2004年12月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく、「町田市子どもマスタープラン」、また2010年に「町田市次世代育成支援対策推進後期行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象に、次世代育成支援を総合的に推進してきました。

### (策定の趣旨)

しかしながら、依然として少子化が進行していること、子どもや子育てをめぐる環境が多様化し、孤立感や負担感を覚える家庭があること、都市部では保育所が満員で多くの待機児童が発生していること、仕事と子育てと生活を両立できる環境が不十分など、多くの問題が山積しています。

こうした問題に対応するため、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、2012年8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律（略称）」「関係法律の整備等に関する法律（略称）」）が成立し、『子ども・子育て支援新制度』を平成27年度に創設することとしました。そして、市区町村には「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本指針」に基づき具体的な事業計画を策定することが義務付けられました。

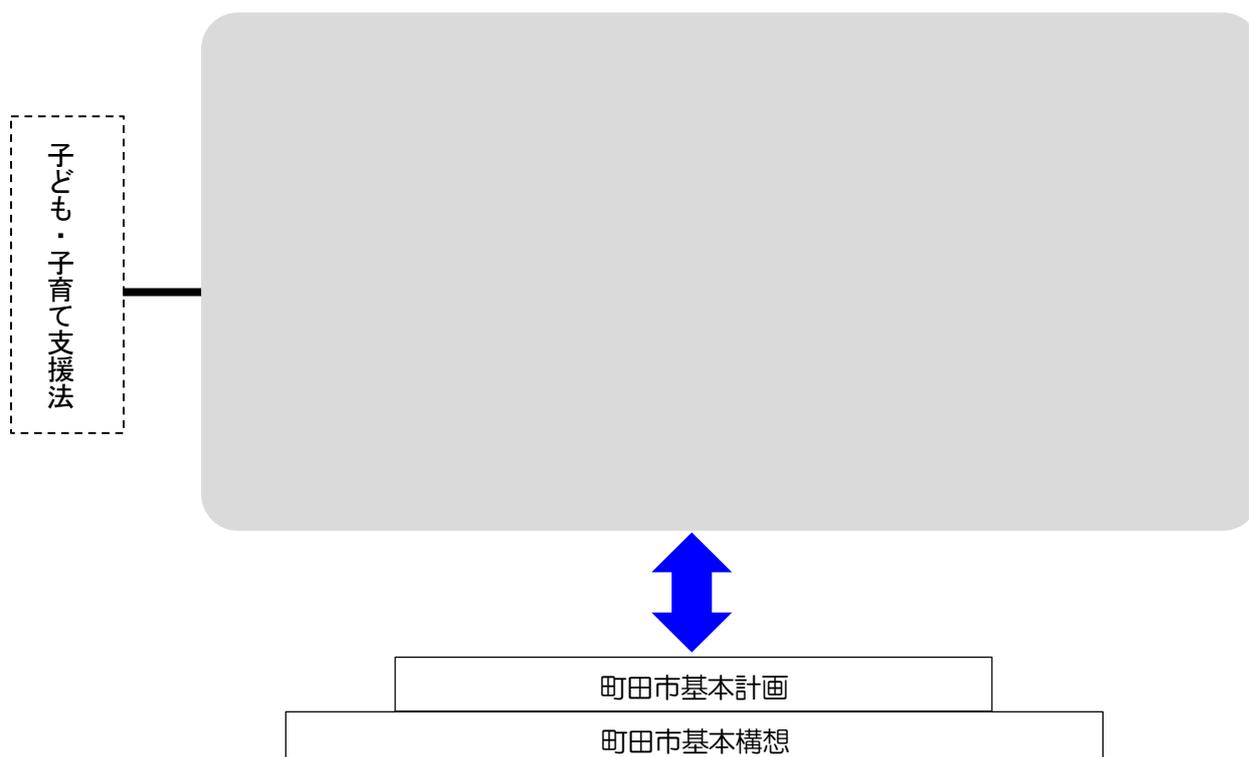
「町田市子ども・子育て支援事業計画」は、この国の新たな考え方を踏まえ、策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

---

この計画は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、第61条第1項に定められている「市町村・子ども子育て支援事業計画」として策定します。また、期間の延長が決まった次世代育成支援対策法に基づく「町田市子どもマスタープラン」を内包します。

町田市におけるこれまでの取り組みの継続性を確保し、同時に上位計画である「町田市基本計画」や関連計画である「町田市教育プラン」「町田市保健医療計画」「町田市食育推進計画」「町田市地域福祉計画」「町田市障がい者計画」などとの連携・整合性を図っていきます。



## 3. 計画の策定方法

---

この計画の策定にあたっては、就学前児童（0～5歳）の保護者、小学生（1～3年生）の保護者へのアンケート調査を実施するとともに、関係団体の代表や公募市民などで構成する「子ども・子育て会議」において内容の検討を行い、策定作業を進めてきました。

### （アンケート調査の実施）

就学前児童の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や教育・保育ニーズなどを把握し、市民の意向を計画に反映するために、2種類のアンケート調査（以下、『アンケート調査結果』という。）を実施しました。

## ■ アンケート調査の概要

区 分	内 容	
目 的	市民の保育サービスや子育て支援、子どもの日常生活に関する実態や要望・意見等を把握し、子ども・子育て支援法第61条に基づく『町田市子ども・子育て支援事業計画』策定の基礎資料を得る。	
実施時期	2014年1月	
調査対象	①就学前児童（0～5歳）の保護者 ②小学生（1～3年生）の保護者	(2,745 人) (2,000 人)
回収状況	①就学前児童（0～5歳）の保護者 ②小学生（1～3年生）の保護者	(1,673 人、60.9%) (1,146 人、57.3%)

### （子ども・子育て会議の設置）

この計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、関係者による「町田市子ども・子育て会議」を設置し意見を求めました。会議では、アンケート調査結果や施策・事業の進捗状況、パブリックコメントの結果等を踏まえ、町田市子ども・子育て支援事業計画の審議を行いました。

### （パブリックコメントの実施）

この計画を議論する上での参考とするため、ホームページ等において計画素案を広報し、広く市民の意見を募りました。

## 4. 計画の期間

この計画は、2015年度を初年度とし2019年度までの5年間を対象としています。

なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

		(年度)																			
		'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
国	次世代育成支援対策行動計画																				
	次世代育成支援対策行動計画 (策定は任意)																				
町田市	町田市子どもマスタープラン																				
	町田市次世代育成 支援対策推進後期 行動計画																				
	(仮称) 町田市子どもマスタープラン																				
	町田市 子ども・子育て 支援事業計画																				

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

### 1. 子どもと家庭を取り巻く状況

#### (1) 少子化の進行

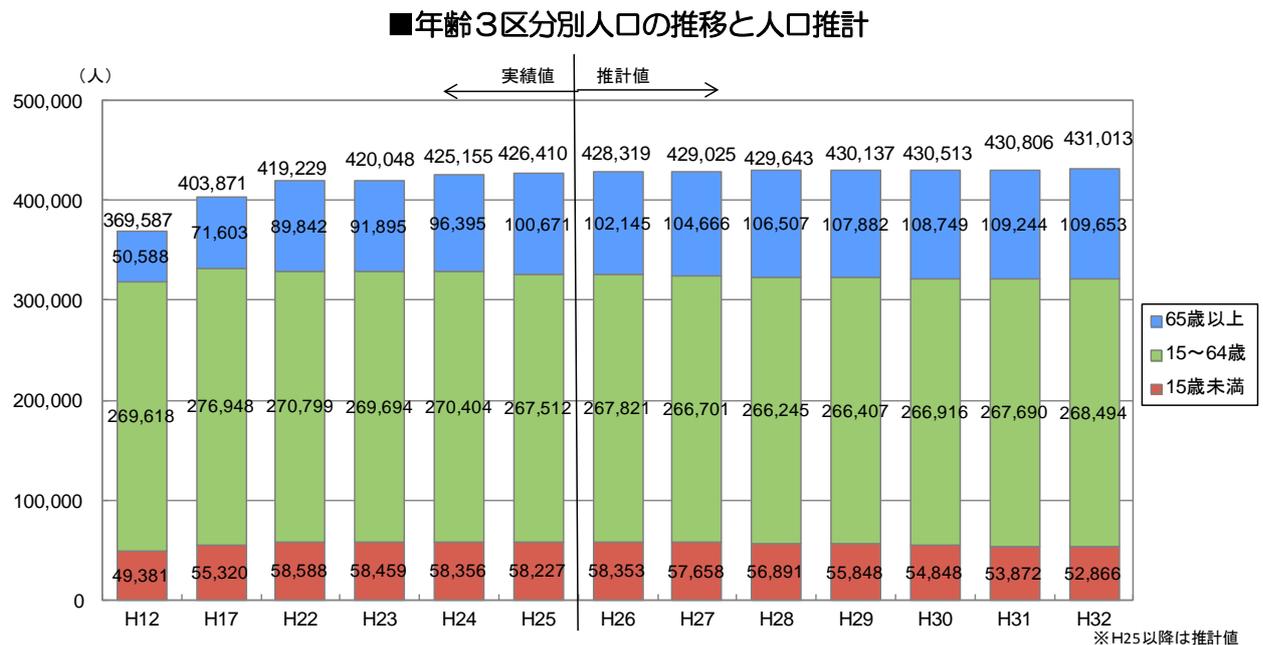
##### ①人口

##### ア 人口・年齢3区分別人口

本市の人口は一貫して増加しており、2004年には40万人を超え、平成25年10月1日現在426,410人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、平成12年から平成22年まで増加していましたが、平成23年以降微減しています。15歳～64歳の生産年齢人口は、平成17年の276,948人をピークにそれ以降減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は、平成12年以降一貫して増加しています。

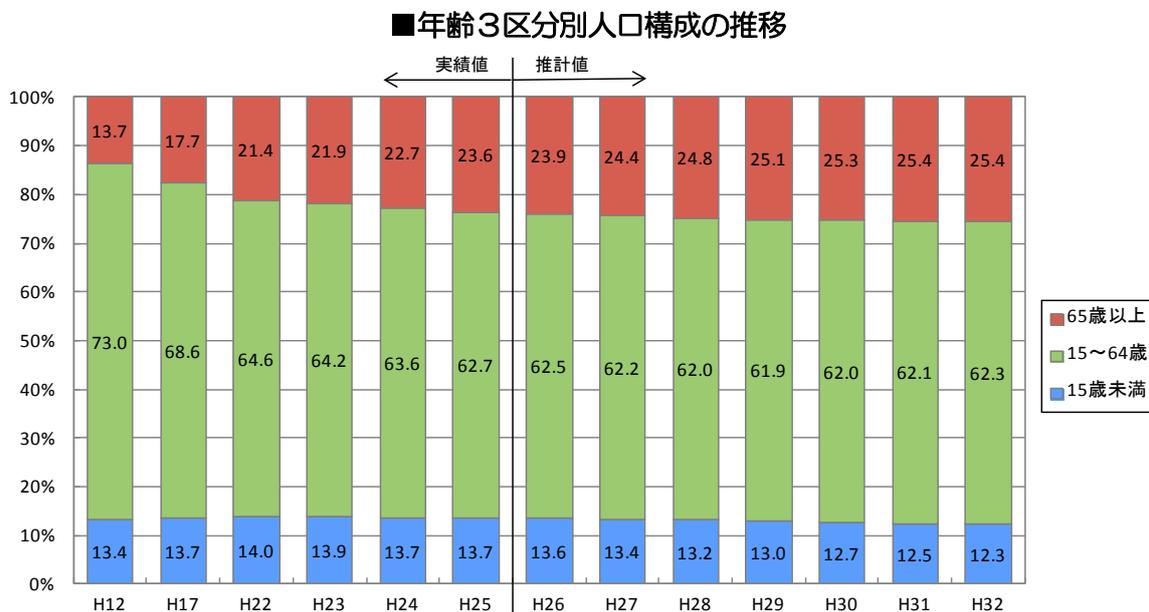
本市の将来人口は、平成32年まで微増することが推計されていますが、年少人口は今後も減少し続け、平成32年には52,866人になると見込まれています。



(注) 平成12年は1月1日現在であり、平成17年以降は各年10月1日現在である。

資料：町田市「年齢別人口表」「町田市将来人口推計結果」

総人口に占める年齢3区分別人口の割合をみると、平成25年現在年少人口が13.7%、生産年齢人口が62.7%、老年人口が23.6%となっており、全国の割合（年少人口12.9%、生産年齢人口62.1%、老年人口25.1%）に比べて、本市は老年人口の割合が低く、年少人口及び生産年齢人口の割合が高くなっています。



(注) 平成12年は1月1日現在であり、平成17年以降は各年10月1日現在である。

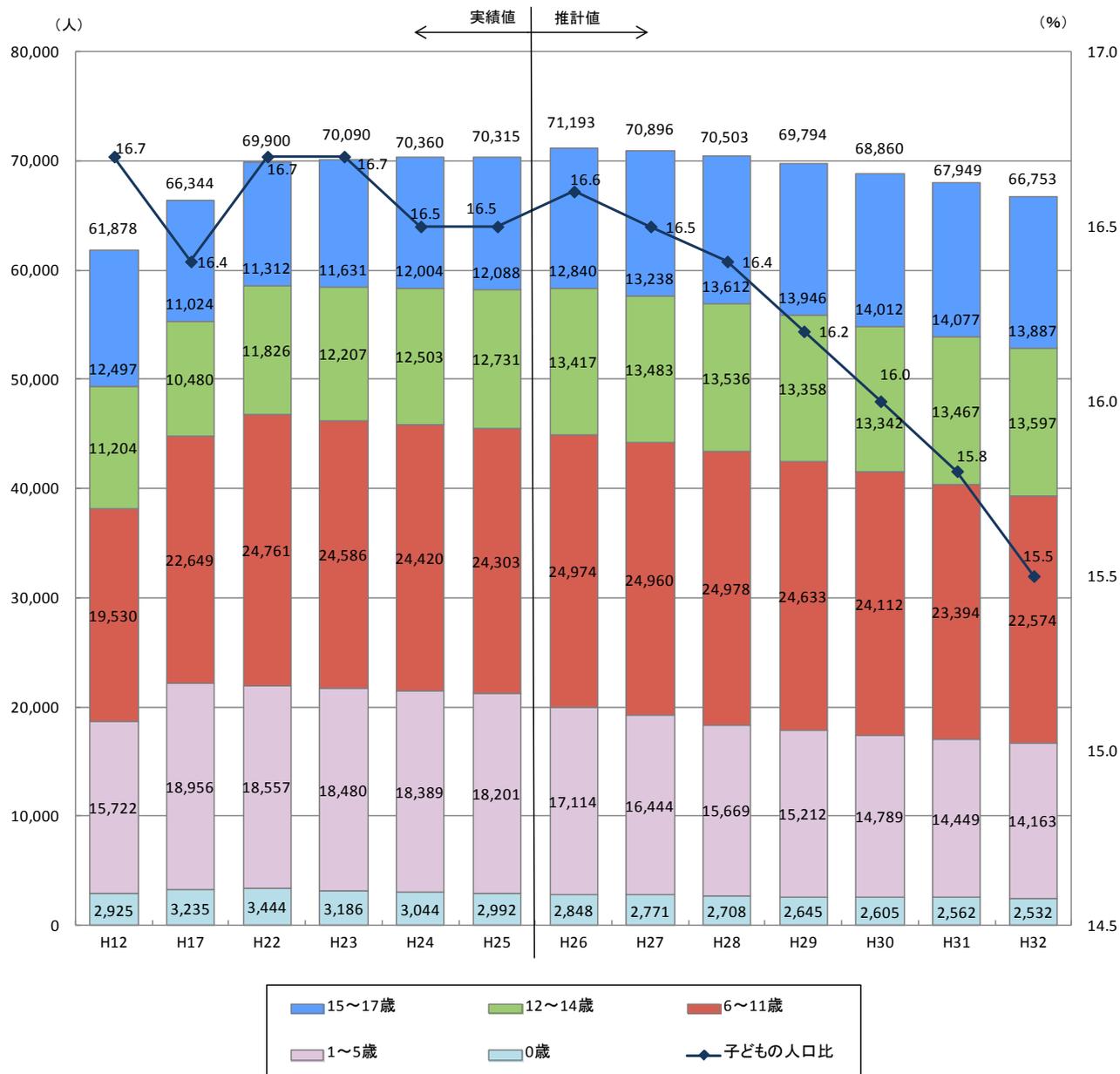
資料：町田市「年齢別人口表」「町田市将来人口推計結果」

## イ 子どもの人口（18歳未満）

18歳未満の子どもの人口は、平成12年以降増加しており、平成25年10月1日現在70,315人となっています。

子どもの将来人口は、平成26年以降減少し、平成32年には66,753人になると推計されています。

### ■年齢別子どもの人口の推移



(注) 平成12年は1月1日現在であり、平成17年以降は各年10月1日現在である。

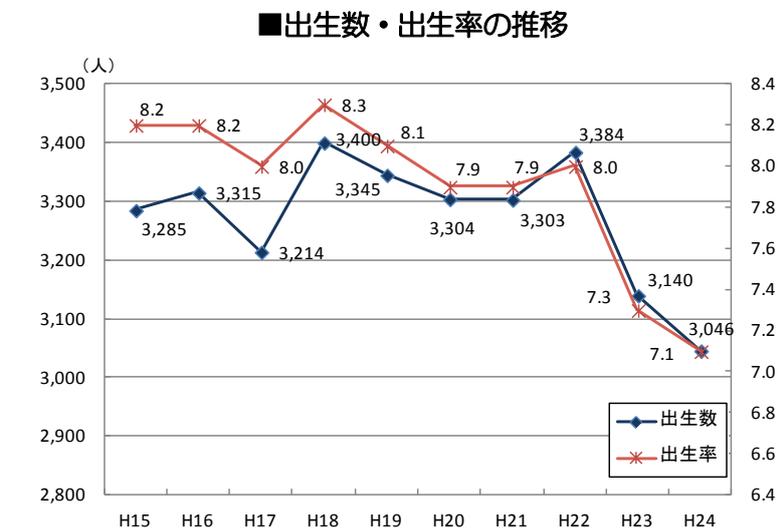
資料：町田市「年齢別人口表」「町田市将来人口推計結果」

## ②人口動態

### ア 出生数・出生率

出生数は、平成 22 年を除き平成 18 年以降減少傾向にあります。

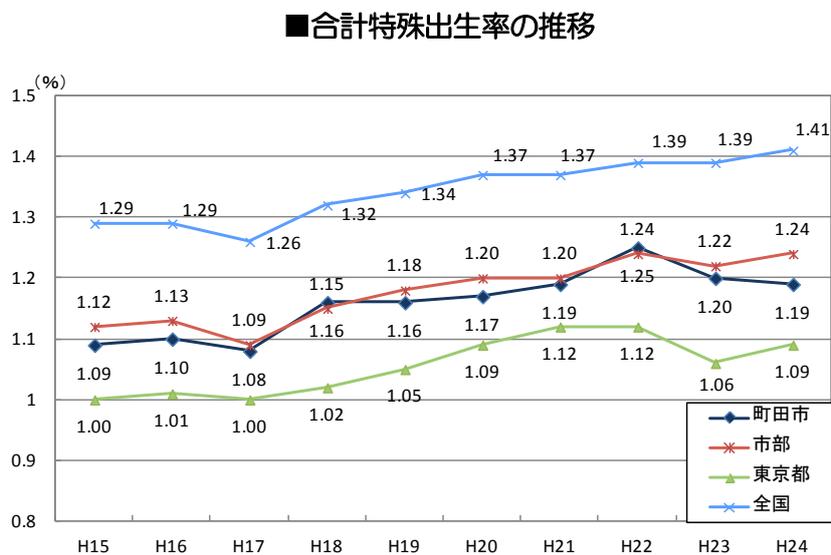
出生率も、平成 18 年以降低下しています。



資料：東京都「人口動態統計」

### イ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 17 年以降上昇していますが、東京都市部平均を下回っています。

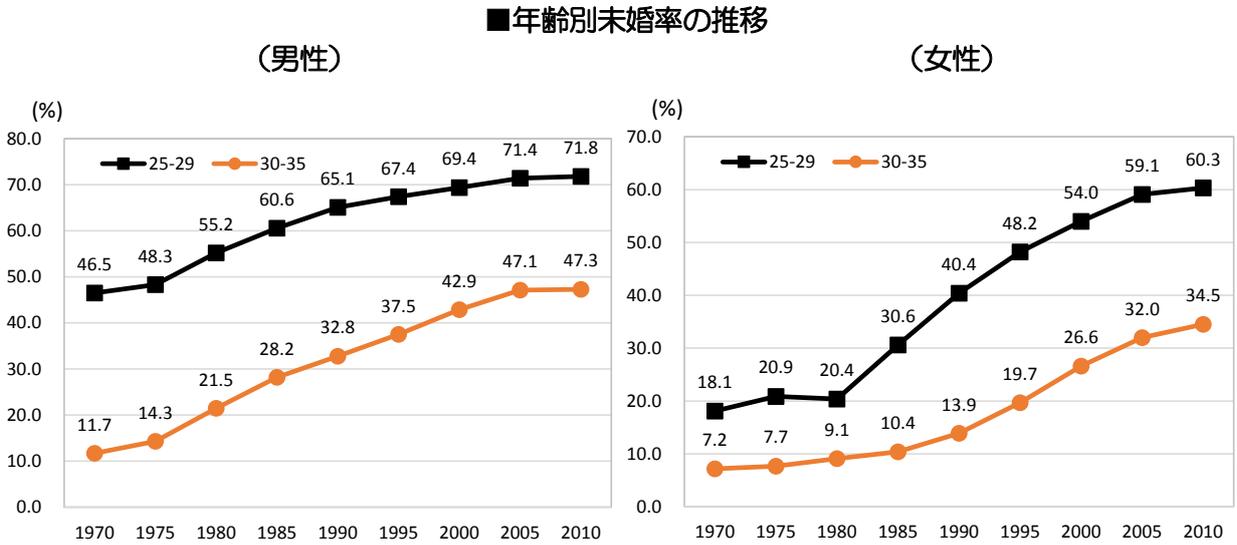


資料：東京都「人口動態統計」

### ③少子化の背景

#### ア 未婚率

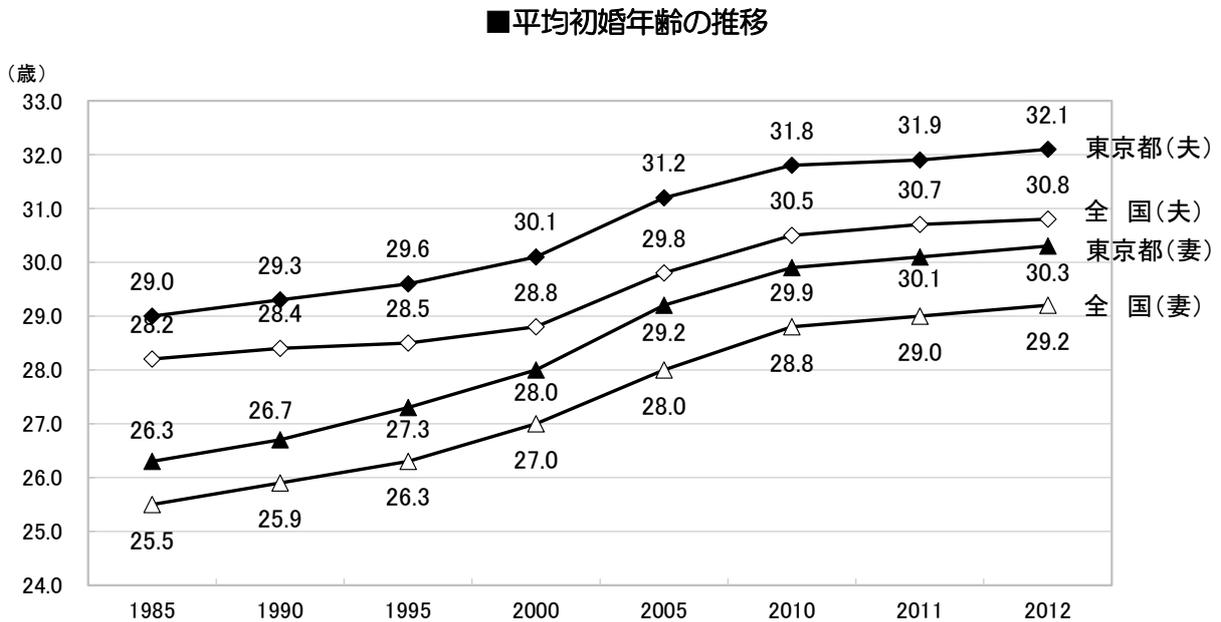
未婚率は年々上昇傾向となっています。 . . . . .



資料：総務省「国勢調査報告」

#### イ 平均初婚年齢

。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

## (2) 子育て世帯の状況

### ①一般世帯数・一世帯あたり平均世帯人員

。

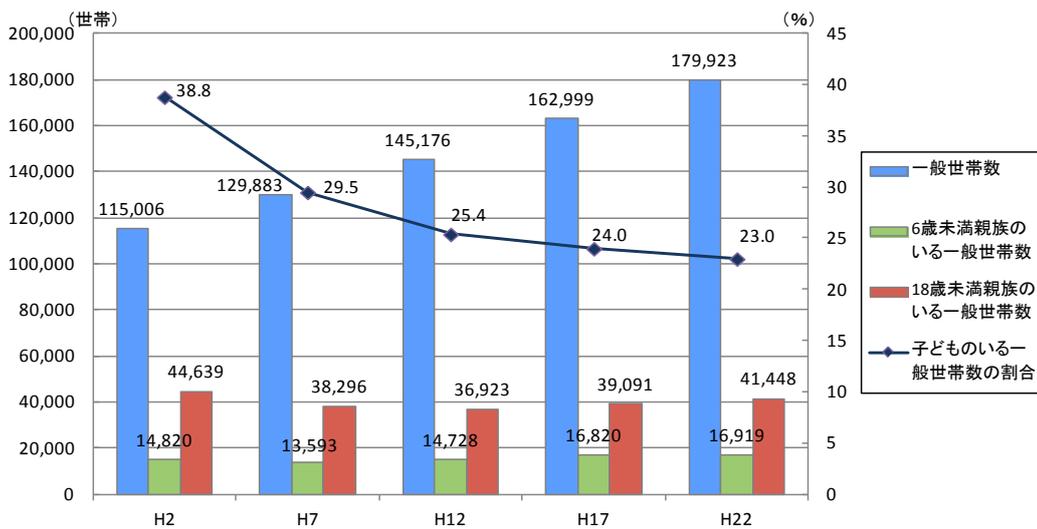
### ②子育て世帯の状況

子どものいる一般世帯数は、子どもの人口の減少に伴い6歳未満親族のいる一般世帯数が平成7年まで、18歳未満親族のいる一般世帯数が平成12年までそれぞれ減少していましたが、それ以降増加しています。

また、子どものいる一般世帯の割合を平成2年と平成22年とで比較すると、平成2年が38.8%と約3世帯に1世帯、平成22年には23.0%で約4世帯に1世帯が子どものいる世帯という状況になっています。

子どものいる一般世帯数を家族類型別にみると、都市化の進展や核家族化等により、年々夫婦と子どもの世帯の割合が上昇しているのに対し、三世帯世帯の割合が低下しています。

■子どものいる一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査報告」

■世帯の家族類型別一般世帯数の推移

(単位：世帯、%)

区分		H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
一般世帯 6歳未満親族のいる	合計	14,820	13,593	14,728	16,820	16,919
	夫婦と子ども	12,529 (84.5)	11,623 (85.5)	12,791 (86.8)	14,790 (87.9)	15,004 (88.7)
	ひとり親と子ども	283 (1.9)	379 (2.8)	597 (4.1)	670 (4.0)	784 (4.6)
	三世帯	1,760 (11.9)	1,333 (9.8)	1,049 (7.1)	974 (5.8)	620 (3.7)
	その他	248 (1.7)	258 (1.9)	291 (2.0)	386 (2.3)	511 (3.0)
一般世帯 18歳未満親族のいる	合計	44,639	38,296	36,923	39,091	41,448
	夫婦と子ども	35,858 (80.3)	30,682 (80.1)	29,702 (80.4)	31,544 (80.7)	33,548 (80.9)
	ひとり親と子ども	2,587 (5.8)	2,463 (6.4)	2,948 (8.0)	3,502 (9.0)	4,321 (10.4)

三世代	5,156 (11.6)	4,184 (10.9)	3,280 ( 8.9)	2,826 ( 7.2)	2,142 ( 5.2)
その他	1,038 ( 2.3)	967 ( 2.5)	993 ( 2.7)	1,219 ( 3.1)	1,437 ( 3.5)

(注) ( ) 内の値は、子どものいる世帯数に占める割合である。

資料：総務省「国勢調査報告」

### (3) 働く女性の状況

#### ①事業所数と従業者数

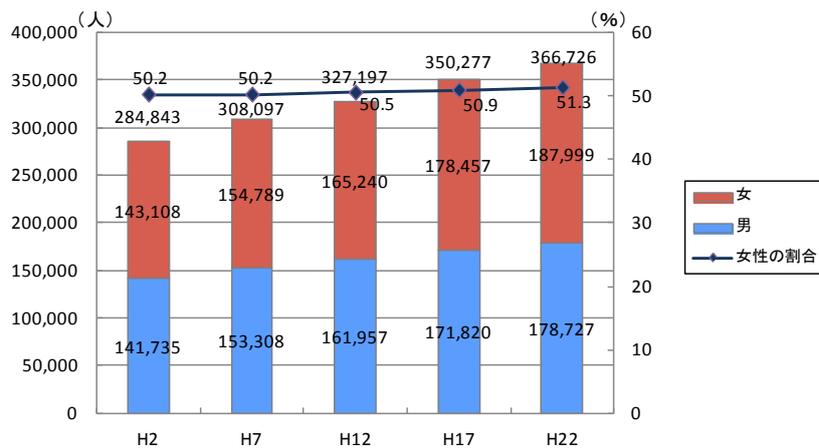
。

#### ②女性の就業者数と労働力

##### ア 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成 22 年 10 月 1 日現在 187,999 人を数え、就業者全体の 51.3%を占めています。また、平成 2 年と比べて 44,891 人、31.4%増加しており、この間の男性就業者の増加率(26.1%)を上回っています。

■男女別就業者数の推移

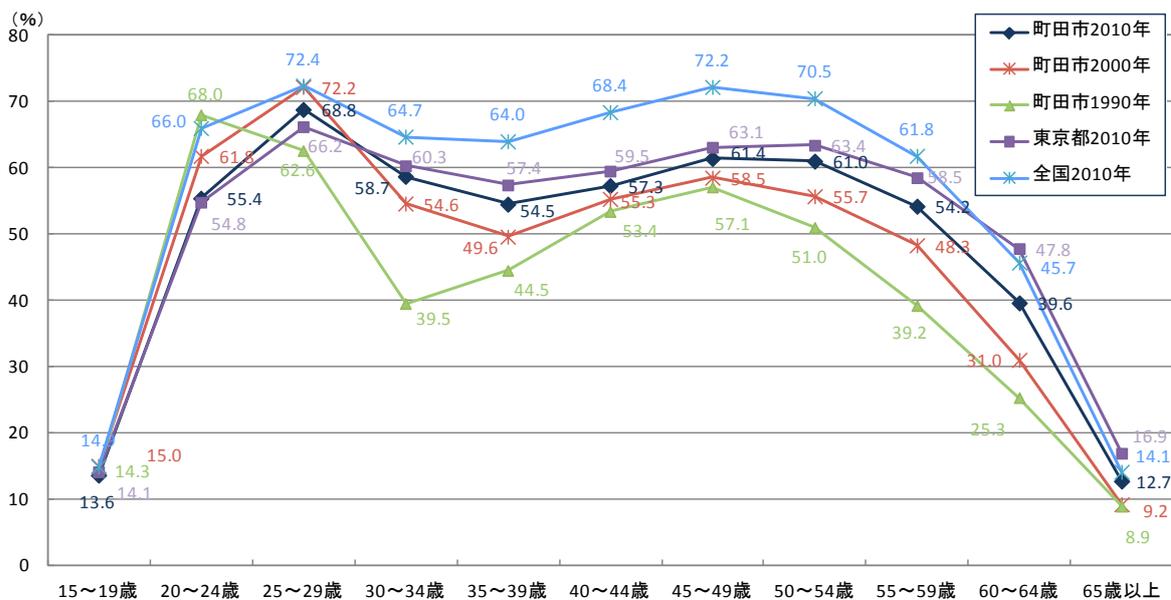


資料：総務省『国勢調査報告』

##### イ 女性の労働力

女性労働力を年齢別にみると、25歳～29歳と45歳～49歳を頂点とし、35歳～39歳を谷とする浅いM字型を示しています。かつては結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する女性が多くみられましたが、現在では結婚・出産後も就労する人が増加しています。

■年齢別女性労働力率の推移



資料：総務省『国勢調査報告』

(4) 子育ての状況と子育て世帯のニーズ . . . . . アンケート結果の整理

## 2. 教育・保育の提供状況

---

### (1) 保育所待機児童数と定員数の推移

### (2) 保育所・幼稚園の定員と子どもの人口

4～5歳児の定員枠は、人口を上回っていますが、0～3歳児の定員枠は人口を下回っている状況です。

認可保育所の定員と設置箇所数？

### (3) 認可保育所等

### (4) 幼稚園

### (5) 学童保育クラブの入会児童数の推移

### (6) すみれ教室通園児童数の推移

## 3. 地域子育て支援事業の利用状況

---

### (1) 地域子育て支援拠点事業

.....

(2)

(3)

#### 4. 目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法では行動計画の策定が義務付けられており、町田市では「町田市次世代育成支援対策推進後期行動計画」で12事業についての目標事業量を設定し、取り組んできました。

.....

事業名	区分 目標単位	目標値	実績値		
		2014年度	2010年度	2014年度	
昼間帯	①通常保育事業				
	i) 認可保育所	か所	60	53	
		人	5,578	4,702	
	ii) 家庭的保育者	か所	20	6	
		人	92	24	
	iii) 認証保育所	か所	7	7	
		人	269	280	
iv) 保育室	か所	1	1		
	人	12	12		
②特定保育事業		—	—	—	
夜間帯	③延長保育事業	か所	60	55	
		人	5,578	136,467	
	④夜間保育事業		—	—	—
		か所	1	1	
⑤トワイライトステイ事業	人	5	5		
⑥休日保育事業	か所	1	1		
	人	20	20		
⑦病児・病後児保育事業	か所	4	4		
	日数	4,704	1,241		
⑧放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	か所	43	43		
	定員(児童数)	3,665	2,854		
⑨地域子育て支援拠点事業 (サロン型、ひろば型、センター型、児童館型)	か所	33	22		
⑩一時預かり事業	か所	39	35		
	日数	57,330	30,880		
⑪ショートステイ事業	か所	1	1		
	日数	438	???		
⑫ファミリー・サポート・センター事業	か所	1	1		

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

町田市におけるこれまでの子ども・子育て支援の継続性を確保するため、『町田市子どもマスタープラン』の基本理念を引き継ぐこととします。

## 子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

すべての子どもの心身ともに安全で健やかな成長を実現することは、現代社会の重要な課題です。人間としての基礎的な資質が作られるこの時期、大人と子どもの関わりのあり方は、子どもの生涯の充実した人生に大きく影響します。

また、子どもは現在の市民であるとともに、将来の市民社会の中核となる存在です。子どもを健やかに育み、豊かな市民性を培うことは、子どもの生涯を充実させるとともに、将来の市民社会の安定と発展のためにも必要なことです。

大人中心の暮らしや社会の価値を子どもの視点からも問い直し、子どもを支えていく社会をみんなで創り出します。

### 2. 基本方針

教育・保育提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を総合的に推進していくため、国の基本指針を踏まえ、次の方針を掲げ、取り組んでいきます。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障します

子育てについての第一義的責任は保護者にあるのもと、必要な支援を提供します

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援を提供します

家庭や学校、地域、職域などの協働による子ども・子育て支援に取り組めます

(参考：子ども・子育て支援の意義のポイント「基本指針」)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

資料：内閣府

### 3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、計画に記載する教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

町田市では、人口や地理的条件、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、社会資源の状況等を総合的に勘案し、旧町村の5つの区域を教育・保育の提供単位として設定します。

なお、整備にあたっては、社会資源や子ども数の変化、財政状況を踏まえつつ、市全体として柔軟に取り組むこととします。

地域子ども・子育て支援事業については、●●とします。

	年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設	区域
教育・保育事業	0～2歳	あり	3号	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
	3～5歳	あり	2号	保育所 認定こども園	
		なし	1号	幼稚園 認定こども園	
地域子ども・子育て支援事業	0～5歳、1～6年生	利用者支援事業(コンシェルジュ)			
	0～2歳	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)			
	—	妊婦健康診査			
	0歳	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)			
	0～5歳、1～6年生	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)			
	2～5歳、1～6年生	子育て短期支援事業			
	0～5歳、1～6年生	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)			
	3～5歳 0～5歳	一時預かり事業 ・幼稚園 ・その他			
		0～5歳	延長保育事業		
	0～5歳	病児保育事業			
	1～6年生	学童保育クラブ			
	0～5歳、1～6年生	実費徴収に係る補足給付を行う事業			
	—	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			

5地域のエリア図を挿入

## 4. 人口推計

---

町田市の今後の人口の推移は次のとおりになると推計されます。この推計値に基づき、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出しています。

### 5地域別の人口の推移と人口推計

## 第4章 教育・保育の量の見込みと確保策、実施時期

### 1. 幼稚園等

幼稚園及び認定こども園の対象としては、1号認定者が基本となります。1号認定とは、3～5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもになります。また、2号認定者の一部についても対象となります。2号認定とは、3～5歳で保育の必要性がある子どもですが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強い子どもが対象となっています。

#### (1) 堺地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (1年目)		平成 28 年度 (2年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用						
	計						
過不足(②－①)							

		平成 29 年度 (3年目)		平成 30 年度 (4年目)		平成 31 年度 (5年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用						
	計						
過不足(②－①)							

## (2) 忠生地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (1年目)		平成 28 年度 (2年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

		平成 29 年度 (3年目)		平成 30 年度 (4年目)		平成 31 年度 (5年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

### (3) 町田地域

《現 状》

<input type="radio"/>  <input type="radio"/>  <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/>  <input type="radio"/>  <input type="radio"/>
---

		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (1年目)		平成 28 年度 (2年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

		平成 29 年度 (3年目)		平成 30 年度 (4年目)		平成 31 年度 (5年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

#### (4) 鶴川地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (1年目)		平成 28 年度 (2年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

		平成 29 年度 (3年目)		平成 30 年度 (4年目)		平成 31 年度 (5年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

## (5) 南地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (1年目)		平成 28 年度 (2年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

		平成 29 年度 (3年目)		平成 30 年度 (4年目)		平成 31 年度 (5年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

## (6) 市全体

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (1年目)		平成 28 年度 (2年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

		平成 29 年度 (3年目)		平成 30 年度 (4年目)		平成 31 年度 (5年目)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	量の見込み						
	計						
②確保の内容	教育・保育施設						
	確認を受けた幼稚園						
	確認を受けない幼稚園						
	市外利用－市内利用 計						
過不足(②－①)							

## 2. 保育所、認定こども園、地域型保育

保育所、認定こども園、地域型保育事業等の対象としては、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の希望が強い子どもを除いた人と3号認定者になります。3号認定とは、0～2歳で保育の必要性がある子どもになります。さらに3号認定については、0歳と1、2歳に区分して定めることとなっています。

地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業を指し、小規模保育事業はA型、B型、C型に分かれます。

### (1) 堺地域

《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成26年度(実績)			平成27年度(1年目)			平成28年度(2年目)		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		0歳	1～2歳		0歳	1～2歳		0歳	1～2歳
①量の見込み									
②確保の内容	教育・保育施設								
	地域型保育事業								
	認可外保育施設								
	計								
過不足(②-①)									

	平成29年度(3年目)			平成30年度(4年目)			平成31年度(5年目)		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		0歳	1～2歳		0歳	1～2歳		0歳	1～2歳
①量の見込み									
②確保の内容	教育・保育施設								
	地域型保育事業								
	認可外保育施設								
	計								
過不足(②-①)									

## (2) 忠生地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度(実績)		平成 27 年度(1年目)		平成 28 年度(2年目)				
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

		平成 29 年度(3年目)		平成 30 年度(4年目)		平成 31 年度(5年目)				
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

### (3) 町田地域

《現 状》

○ ○ ○	
-------------	--

《確保策》

○ ○ ○	
-------------	--

		平成 26 年度(実績)			平成 27 年度(1年目)			平成 28 年度(2年目)		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

		平成 29 年度(3年目)			平成 30 年度(4年目)			平成 31 年度(5年目)		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

#### (4) 鶴川地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度(実績)		平成 27 年度(1年目)		平成 28 年度(2年目)				
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

		平成 29 年度(3年目)		平成 30 年度(4年目)		平成 31 年度(5年目)				
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

## (5) 南地域

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度(実績)			平成 27 年度(1年目)			平成 28 年度(2年目)		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

		平成 29 年度(3年目)			平成 30 年度(4年目)			平成 31 年度(5年目)		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

## (6) 市全体

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

		平成 26 年度(実績)		平成 27 年度(1年目)		平成 28 年度(2年目)				
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

		平成 29 年度(3年目)		平成 30 年度(4年目)		平成 31 年度(5年目)				
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳	1~2歳		0歳	1~2歳		0歳	1~2歳
①量の見込み										
②確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業									
	認可外保育施設									
	計									
過不足(②-①)										

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

区域設定しない場合の記載方法

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《現 状》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《現 状》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

	平成26年度 (実績)	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

《現 状》

○
○
○

《確保策》

○
○
○

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

《現 状》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《現 状》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

### 《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

《現 状》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

### (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《現 状》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

《確保策》

<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

《現 状》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

《確保策》

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (1年目)	平成 28 年度 (2年目)	平成 29 年度 (3年目)	平成 30 年度 (4年目)	平成 31 年度 (5年目)
実施箇所数						
①量の見込み						
②確保の内容						
過不足(②-①)						

#### 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進

---

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

（任意記載事項）

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

追加事項：障がい児支援等

---

## 第5章 計画の推進に向けて

---

### 1. 計画の進行状況の点検・評価及び推進

---

この計画の推進にあたっては、毎年度計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させることが必要です。

計画の進捗状況を把握するため、見込み量や確保策を点検評価するとともに、町田市子ども・子育て会議により、計画の進行管理及び評価を行います。

また、計画の進捗状況を市のホームページを通して公表します。

### 2. 子ども・子育て支援条例による推進

---

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年度からスタートする予定です。町田市は教育・保育施設や事業者の基準について条例で定めるとともに、子育てしやすい・すみたいまちを目指し、取り組んでいきます。

### 3. 近隣自治体との連携、都・国への働きかけ

---

子ども・子育て支援の充実を図るためには、市の取り組みだけですべてを実施することはできません。近隣自治体と連携した教育・保育サービスの提供や、都や国への働きかけなど、子ども・子育て支援の充実に積極的に取り組んでいきます。

## 資料編